🛕 生命保険契約者保護機構

アクサ フィナンシャル生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。生命保険会社の業務または財産の状況 の変化により、ご契約時にお約束した年金額、給付金額、払戻金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者 保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置 が図られることがありますが、この場合にも、年金額、給付金額、払戻金額等が削減されることがあります。詳細については、 生命保険契約者保護機構(TEL03-3286-2820〈月曜日~金曜日(祝日·年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時〉 ホームページhttp://www.seihohogo.jp/)までお問い合わせください。

▲ ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)|「ご契約のしおり・ 約款 | 「特別勘定のしおり | を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識 等について、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

▲ クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)の対象となります。

お申込み後、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込み の撤回またはご契約の解除をすることができます。ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のお申出*をいただ いた場合には、お払い込みいただいた一時払保険料を全額返戻いたします。

*ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除の意思を表示した書面(封書)をアクサフィナンシャル生命に発信(8日以内の消印有効)いただくことをいいます。

この保険商品のご検討にあたっては、必ず、変額保険販売資格を持った株式会社三菱東京UFJ銀行 の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

● この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者の みが行えます。株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者(生命保険募集人)の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、 アクサ フィナンシャル生命のカスタマーサービスセンター(TEL0120-933-399 平日9:00~18:00(土日祝日および12月31日 ~1月3日を除く))までご連絡ください。

● 生命保険募集人について

株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサフィナンシャル生命の保険契約締結の媒介を 行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ フィナンシャル生命が承諾したときに、有効に成立します。

株式会社三菱東京UFJ銀行からのご説明事項

- ●「アクサ フィナンシャルの生涯年金」にご契約いただくか否かが、株式会社三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取 引きに影響を及ぼすことは一切ありません。
- ●「アクサ フィナンシャルの生涯年金」は、アクサ フィナンシャル生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。 このため預金とは異なり、元本保証*はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- *ただし、年金支払開始日以降における既払年金累計金額と被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計金額、 および、積立期間(運用期間)中における死亡給付金額は、アクサフィナンシャル生命保険株式会社により最低保証されます。
- ●株式会社三菱東京UFJ銀行は、「アクサフィナンシャルの生涯年金」の引受保険会社であるアクサフィナンシャル生命保険株 式会社の支払能力を保証するものではありません。

(お問合せ、ご照会は)

募集代理店



株式会社 三菱東京UFJ銀行

三菱東京UFJ銀行コールセンター [個人年金保険]

0120-860-777

平日9:00~18:00、土・日・祝日9:00~17:00(1/1~1/3・5/3~5/5を除く) http://www.bk.mufg.jp

(引受保険会社に関するお問合せ、ご契約後のご照会は) 引受保険会社



アクサ フィナンシャル生命保険株式会社

redefining / standards

〒160-8335 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト10F http://www.axa-financial.co.ip

お問合せ窓口:カスタマーサービスセンター



0120-933-399(無料)

AFL-B-2009-090-090223/FI 2009年4月作成

平成21年4月現在(05453)

平成21年4月版

資型年金保

アクサフィナンシャルの生涯年金

変額個人年金保険(07)終身D3型

この商品は新規の販売を停止しています。

記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用 の参考資料です。 新規のご契約のためにはご利用いただけません。

⚠ 投資リスクについて

この保険は、積立金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金 保険です。

特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債などで行っており、その運用実績は積立金額に直接 反映されます。そのため、株式および公社債などの価格変動と為替変動などに伴う投資リスクがあります。

特別勘定資産の運用リスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。運用実績によっては、ご契約を 解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回り、損失が生じる場合があります。

⚠ 用語の読替について

当資料では、一部通称を用いております。「ご契約のしおり・約款 | の表記とは異なっておりますのでご注意ください。

〈「ご契約のしおり・約款」の表記〉

· 逓増保険金額

·基準保証金額

受取総額保証金額の基準となる基本保険金額(一時払保険料)の年2%(単利)逓増金額を含みます。

ロールアップ保証金額

·最大契約応当日積立金額

·保証金額付特別勘定年金

(引受保険会社)

受取総額保証金額 特別勘定終身年金

〈通称〉

ラチェット保証金額

(募集代理店)



三菱東京UFJ銀行



redefining / standards

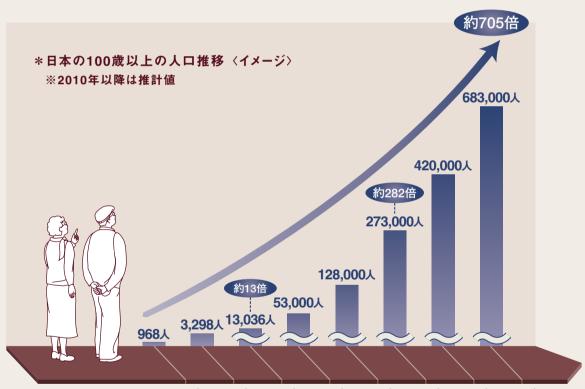
この保険の引受保険会社はアクサフィナンシャル生命保険株式会社です。株式会社三菱東京UFJ銀行は、アクサフィナンシャル生命保険株式会社の募集代理店です。

2050年のあなた

2050年のあなたを想像してみてください。

60歳の方であれば、100歳をむかえているという現実。

これは他人事ではありません。



1980年 1990年 2000年 2010年 2020年 2030年 2040年 2050年

※倍率は1980年を基準に算出

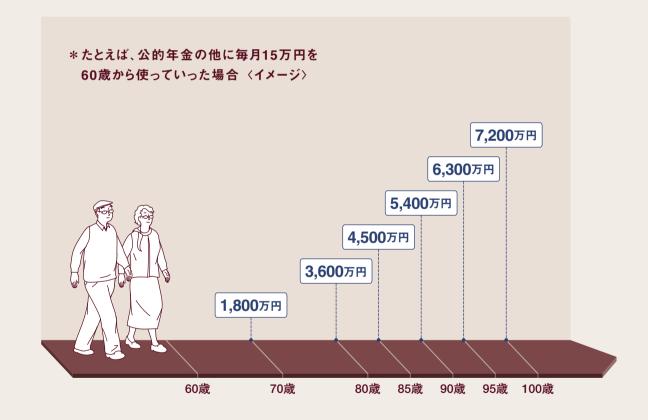
出所:【1980年~2000年】厚生労働省「平成19年百歳以上高齢者等について」 【2010年~2050年】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年)」より、アクサ フィナンシャル 生命作成

大切なもの

これからの長い人生を充実したものにするために、

あなたにとって大切なものは何ですか?

健康・生きがい・お金、どれも大切なものですよね。



リタイア後のあなた

リタイア後の生活。

現役時代と比べて、

好きなことをするための時間はふえていきますが、

定期的な収入は少なくなってしまいますね。

ずっと受け取る

自分の楽しみのために、いくつになっても

定期的にお金を受け取る財布を

手に入れることができたら、

嬉しいと思いませんか?

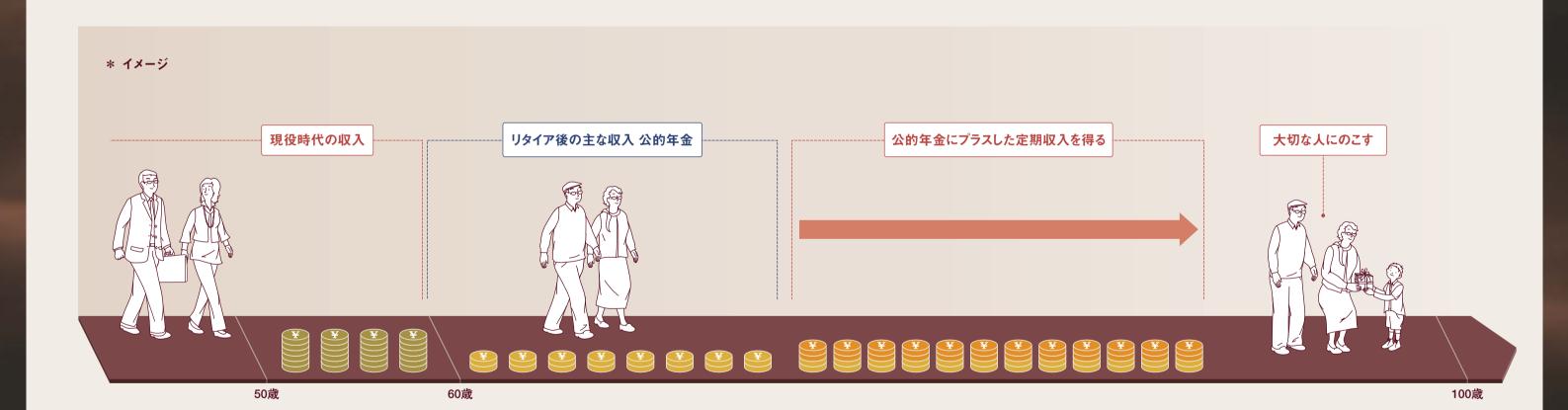
のこせる安心

自分で使うだけでなく、

途中で万一のことがあった場合でも、

大切な人にのこすことができたら、

素敵だと思いませんか?



※上記イメージは、リタイア後の生活における一般的な終身年金の活用例の一部をご案内するものです。 実際にはお客さまのニーズに応じた商品を、お客さまご自身の判断でお選びください。



ずっと受け取るしくみの詳しい説明をご希望の方は、次ページ以降をご参照ください。

- 本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。
- 受取総額保証および被保険者死亡時の保証はアクサ フィナンシャル生命が行います。

◆積立期間(運用期間)中の特徴としくみについて

将来受け取る年金額を 確実にふやします

ロールアップ保証金額

- ●運用実績にかかわらず、受取総額保証金額が 毎年2%(単利)で増加します。
- ▲ロールアップ保証金額が増加する期間は、 積立期間(運用期間)中のみで、最長10年間 です。

運用が好調ならば、将来受け取る年金額が さらにふえるチャンスがあります

ラチェット保証金額

- ●積立期間(運用期間)中の運用実績に応じて、毎年1回、受取総額保証 金額が増加するチャンスがあります。
- ●一度確定したラチェット保証金額は減少することはありません。
- ▲毎年の契約応当日に、契約応当日前日の積立金額とそれまでに確定 しているラチェット保証金額とを比較し、契約応当日前日の積立金額 が下回っていた場合、受取総額保証金額は増加しません。

◆年金支払期間中の特徴としくみについて

ずっと受け取りながらも、受け取る年金額をさらにふやすチャンスがあります

年金額の見直し

- ●特別勘定による運用を継続しながら、年金を一生涯にわたってお受け取りいただけます。
- ●年金支払開始日以降も運用実績が好調で、毎年の年金支払日前日において「積立金額十既払年金累計金額」がそれまでの受取 総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として適用します。

受取総額保証金額 < 新たな受取総額保証金額 年金支払日前日末の積立金額+ 既払年金累計金額

- ▲途中で積立金額がなくなった場合には、その後の受取総額保証金額の見直しは行いません。
- ●毎年の年金額は、「受取総額保証金額×乗率【表1】|となります。【表1:積立期間(運用期間)に応じた乗率】 ※ご契約後、年金支払開始日を変更(積立期間(運用期間)を短縮・延長) した場合には、変更後の積立期間(運用期間)に応じた乗率が適用

積立期間(運用期間)	1~2年	3~4年	5年以上
乗率 (受取総額保証金額に対して)	3.0%	3.5%	4.0%



積立期間(運用期間)10年間 1年~40年までご選択いただけます。

*1アクサ フィナンシャル生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を 含めて8日目(その日が休業日にあたる場合には、翌営業日)のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、 その日末に、一時払保険料から契約初期費(5%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。 ※記載の図では、災害死亡給付金は表示しておりません。

- 年金支払期間(一生涯) 終身年金 *2数字は、積立期間(運用期間)が10年間の場合の受取総額保証金額に対する乗率です。
- *3受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額と積立金額のいずれもゼロとなるときは、死亡一時金はお支払いいたしません。 ※年金支払開始日における被保険者の年齢は、90歳以下である必要があります。
- ※年金支払日前日末に積立金額から毎年の年金額を控除します。

受取総額保証金額とは

●毎年の年金額の算出の基準となる金額です。

受取総額 保証金額

応じた乗率【表1】

●受取総額保証金額は、以下の通り決定されます。

年金支払開始日における受取総額保証金額

年金支払開始日の受取総額保証金額は、次のうち最も大きい金額となります。

- ①年金支払開始日の
- ②年金支払開始日の前日の
- ③年金支払開始日の前日末の
- ロールアップ保証金額 ラチェット保証金額
 - 積立金額

▲受取総額保証金額は、積立期間(運用期間)中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に積立金額を一括で ▲ 受取総額保証金額は、あくまでも、年金支払開始日以降に年金受取人に年金でお受け取りいただくことを前提とした保証 ▲受取総額保証金額(ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額)を享受できるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただ

年金支払開始日以降における受取総額保証金額(新たな受取総額保証金額

- 年金支払開始日以降における受取総額保証金額は、毎年の年金支払日に、次のうちいずれか大きい金額となります。
- ①年金支払日の前日末の積立金額に、当該年金支払日以前の年金支払日に年金額相当額として積立金額から控除した額の累計額を加えた額
- ②年金支払日の前日の受取総額保証金額

お受け取りいただく場合には、保証されておりません。 金額です

く場合に限ります。

▲ 既払年金累計金額が基本保険金額(一時払保険料)および受取総額保証金額を上回るまでに、長期間かかる場合があります。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

▲ご負担いただく費用についてご確認ください

この保険にかかわる費用の合計額は「契約初期費」、「保険関係費」、「運用関係費」の合計額となります。一般勘定で運用する年金 の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。詳しくは13ページ「ご契約者が負担する費用について」をご確認ください。

年金額について

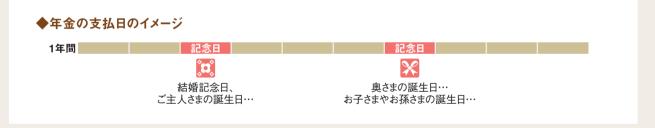
- ▲ 受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。
- ▲特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合や、積立期間(運用期間)中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に積立金額を一括でお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります(最低保証はありません)。
- ▲ 既払年金累計金額が基本保険金額 (一時払保険料) もしくは受取総額保証金額を上回るまでには長期の期間を要しますので、長期の運用、長期のお受け取りを前提に本商品をご検討ください。
- ●毎年の年金額は、「受取総額保証金額×乗率【表1】 | となり、通常は一定額となります。
- ※ご契約後、年金支払開始日を変更(積立期間(運用期間)を短縮・延長)した場合には、変更後の積立期間(運用期間)に応じた乗率が適用 されます。

【表1:積立期間(運用期間)に応じた乗率】

積立期間(運用期間)	1~2年	3~4年	5年以上
乗率 (受取総額保証金額に対して)	3.0%	3.5%	4.0%

年金は年1回受取のほか、分割や指定日受取もご選択いただけます

- ●年金支払開始日は積立期間満了日の翌日で、以降の年金支払日は年単位の契約応当日となります。
- ●年金支払日の翌日から起算して5営業日以内*1に年金をお受け取りいただけます。
- ●年2・4・6回のいずれかによる分割支払や、年金支払日を年2日まで任意にご指定いただくことも可能です*2。
- ・年金額の分割支払の場合、分割後(2回目以後)の金額にはアクサフィナンシャル生命が定める利率により計算した利息を支払います。
- ・年金支払日を任意の日にご指定いただく場合、任意の支払日までの期間はアクサフィナンシャル生命が定める利息をつけて据置きます。
- *1 第1回目の年金については、年金支払開始日の5営業日前までにアクサフィナンシャル生命の本社に必要な請求書類をお送りください。
- *2 年金額の最低金額は15,000円です。分割で受け取るとき等の毎回の年金額も15,000円以上であることが必要です。



▲ 必ずお読みください

既払年金累計金額が基本保険金額(一時払保険料)および 受取総額保証金額を上回るまでにかかる最長期間

【ご契約例】

被保険者のご契約年齢が55歳、基本保険金額(一時払保険料)が1,000万円で、ロールアップ保証金額が受取 総額保証金額となった場合

●下記はあくまでも、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の期間を表示しているものであり、運用が好調でラチェット保証金額または積立金額が受取総額保証金額となった場合、または、年金支払期間中に年金額が見直された場合には、下記の期間は短縮されます。

積立期間 (運用期間)	•	受取総額保証金額	×	乗率	=	毎年の 年金額	•	既払年金累計金額が 「基本保険金額 (一時払保険料)」を 上回るまでにかかる 最長期間	既払年金累計金額が 年金支払開始日における 「受取総額保証金額」を 上回るまでにかかる 最長期間
1年間		1,020万円		3.0%		30.6万円		最長34年(89歳)	最長35年(90歳)
2年間		1,040万円		3.0%		31.2万円		最長35年(90歳)	最長36年(91歳)
3年間		1,060万円		3.5%		37.1万円		最長30年(85歳)	最長32年(87歳)
4年間		1,080万円		3.3 70	37.8万円		最長31年(86歳)	最長33年(88歳)	
5年間		1,100万円				44.0万円		最長28年(83歳)	最長30年(85歳)
6年間		1,120万円				44.8万円		最長29年(84歳)	最長31年(86歳)
7年間		1,140万円		4.0%		45.6万円		最長29年(84歳)	最長32年(87歳)
8年間		1,160万円		4.0 /0		46.4万円		最長30年(85歳)	最長33年(88歳)
9年間		1,180万円				47.2万円		最長31年(86歳)	最長34年(89歳)
10年間		1,200万円				48.0万円		最長31年(86歳)	最長35年(90歳)

^{*}上記の期間は、契約日からの期間を表示しています。

¹年未満の端数は切り上げ処理をしています。

^()内の年齢は、既払年金累計金額が「基本保険金額(一時払保険料)」「受取総額保証金額」をそれぞれ上回った時点における 被保険者の年齢を表示しています。

特別勘定について

●特別勘定資産の運用実績により、受取総額の増加が期待できます。

▲特別勘定における主なリスクについて

特別勘定資産の運用では、以下のリスクがあり、ご契約者がお受け取りになる年金額、解約払戻金等が一時 払保険料を下回る場合があります。この保険では、特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映され ますので、これらのリスクはすべてご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。資産運用の 結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサフィナンシャル生命保険株式会社、株式会社三菱 東京UFJ銀行および第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

・市場リスク………… 有価証券(株式、公社債等)の価格の動きを反映しますので、積立金額が一時払 (価格変動リスク) 保険料を下回り、損失を被ることがあります。

・市場リスク………… 資産評価に使用する為替レートの変動により、積立金額が一時払保険料を下回り、 (為替変動リスク) 損失を被ることがあります。

・信用リスク………… 有価証券(株式、公社債等)の発行体の倒産等、経営・財務状況の悪化により、

積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。

・流動性リスク……… 有価証券(株式、公社債等)の売却、取得時における市場の需要、供給の不十分性 や取引規則等により、積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。

被保険者の ご契約年齢 (満年齢)	50~70歳	申込日における年齢が70歳で、契約日におけ るご契約年齢が71歳になった場合には、特別 勘定は「世界分散型20MU」となります。	71~80歳			
特別勘定名		世界分散型40MU 世界分散型20MU				
標準資産 配分比率	日本株式 20% 外国株式 20% 日本債券 30%	外国債券(為替ヘッジあり) 15% 外国債券(為替ヘッジなし) 15%	日本株式 10% 外国債券(為替ヘッジあり) 40% 外国株式 10% 日本債券 40%	•		
利用する 投資信託	三菱UFJ バランスファンドVA 40型三菱UFJ バランスファンドVA 20型(適格機関投資家限定)(適格機関投資家限定)					
	・国際分散投資 ●各資産の運用	財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。				
	日本株式	日本国内の株式を主要投資対象とし、東流行います。	証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果をめざした運用を			
利用する	外国株式	日本を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とし、MSCI Kokusai Index (MSCIコクサイインデックス) (円換算ベース)と連動する投資成果をめざした運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。				
投資信託の 運用方針	日本債券	日本国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合インデックスに連動する投資成果をめざ した運用を行います。				
	外国債券 (為替ヘッジあり)	日本を除く世界の主要国の公社債を主要 円ヘッジ・円ベース)を中長期的に上回る技	投資対象とし、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、 投資成果をめざした運用を行います。			
	外国債券*1 (為替ヘッジなし)		投資対象とし、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、 ざした運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。			
	*1 世界分散型40MUの場合のみ					
運用関係費	年率0.294%程度 (税抜0.28%程度)*2					
保険関係費	年率2.55%					
利用する投資信託 の委託会社	三菱UFJ投信株式会社					

*2 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。

信託報酬の他、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがいまして、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用関係費は運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更になる可能性があります。

※特別勘定の種類、運用方針および運用協力会社は、将来変更される可能性があります。

※ご契約者は、特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。

※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

●特別勘定への繰り入れ

アクサフィナンシャル生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目 (その日が休業日にあたる場合には、翌営業日)のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日末に、一時払保険料から契約初期費(5%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

死亡保障について

- ▲死亡給付金額と死亡一時金額の最低保証は、アクサフィナンシャル生命が行います。
- ▲被保険者が責任開始日からその日を含めて2年以内に自殺した場合や、死亡給付金受取人の故意により 死亡された場合などは、死亡給付金などをお支払いできないことがあります。

死亡給付金額

●積立期間(運用期間)中にお亡くなりになった場合には、被保険者がお亡くなりになった 日における以下のうち最も大きい金額を死亡給付金受取人にお支払いいたします。

ロールアップ保証金額

ラチェット保証金額

積立金額

※契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に、被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は 被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

災害死亡給付金額

●対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、被保険者がお亡くなりになった日における死亡給付金額と基本保険金額の10%の合計額をお支払いいたします。

死亡一時金額

●年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、被保険者がお亡くなりになった日における以下のうちいずれか大きい金額を年金受取人(年金受取人と被保険者が同一人で、後継年金受取人が指定されている場合には、後継年金受取人)にお支払いいたします。

受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した額

積立金額

▲受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額と積立金額のいずれもゼロとなるときは、死亡一時金はお支払いいたしません。

年金支払特約について

死亡給付金額(災害死亡給付金額)または死亡一時金額を、一時金にかえて遺族年金(一般勘定で運用する年金)としてお受け取りいただくこともできます。



年金基金

確定年金 —括受取

「年金支払期間: 5・10・15・20・25・30・36年のいずれか

●この特約は、ご契約時および積立期間(運用期間)中の場合にはご契約者が、年金支払期間中には年金受取人が付加することができます。また、被保険者がお亡くなりになった後に死亡給付金受取人または年金受取人(年金受取人と被保険者が同一人で、後継年金受取人が指定されている場合には、後継年金受取人)が付加することもできます。

- ▲この特約の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金基金設定時点の基礎率等(予定利率*、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されるものです。
 - *予定利率とは年金額を計算する際に適用される利率をいいます。
- ・この特約の年金額が、10万円未満となる場合には、年金のお取り扱いはできません。この場合、一時金でお受け取りいただきます。
- ・この特約の年金額の上限は3,000万円となります。3,000万円を超える場合には、この特約の年金額は3,000万円とし、3,000万円をこえる部分については、この特約の第1回目の年金受取時に一時金でお受け取りいただきます。

〈ご参考〉相続財産の評価について

*1相続を放棄した人も含まれます。

●死亡給付金額などに相続税または贈与税が課税される契約形態で、 年金支払特約を付加することによりそれらの金額を年金でお受け取り いただく場合には、支払事由が発生した時点で年金受給権の評価 額が課税の対象となりますが、その年金受給権は、相続税法第24条 「定期金に関する権利の評価」により、右のように評価されます。

残存年金支払期间	年金受給権の評価割合
5年以下	70%
5年超10年以下	60%
10年超15年以下	50%
15年超25年以下	40%
25年超35年以下	30%
35年超	20%

※被保険者が生存されている間に年金支払特約を付加し、確定年金で受け取る場合に限ります。

●契約者と被保険者が同一人で死亡給付金受取人が相続人の場合には、上記の評価額から、相続税法第12条「相続税の非課税財産」による非課税枠(他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになった場合にお受け取りになるものに限ります)と合算して「500万円×法定相続人数*1」まで)を控除した金額が、課税対象額となります。

※記載の税務のお取り扱いは、平成21年3月現在の税制に基づく一般的なお取り扱いをご案内しているものであり、将来変更される可能性があります。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署に必ずご確認ください。

年金の種類の変更等のお取り扱いについて

▲年金の種類を一般勘定で運用する年金に変更した場合、受取総額の最低保証はなくなります。

●契約日から5年以上経過後であれば、特別勘定による運用を行わない年金に変更することができます。年金の種類の変更は、「保証期間付終身年金」「保証期間付夫婦連生終身年金」「確定年金」「一時金付終身年金」から選択可能です。

◆保証期間付終身年金

(保証期間:5年·10年·15年·20年)

被保険者がご存命の限り年金受取



◆保証期間付夫婦連生終身年金

(保証期間:5年·10年·15年·20年)

ご夫婦のどちらか一方がご存命の限り年金受取



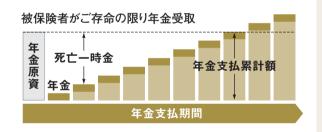
◆確定年金

(保証期間:5年~40年〈1年きざみ〉)

被保険者がご存命の限り年金受取



◆一時金付終身年金



- ▲年金の種類の変更後の年金額等はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金 支払開始時点の基礎率等(予定利率*、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されるものです。
- ▲年金支払開始日における被保険者年齢は90歳以下であることが必要です。
 - *予定利率とは年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

年金支払開始日の変更について

- ●契約後、年金支払開始日を契約日から1年~40年(年単位)の範囲で変更することができます。
- ▲年金支払開始日における被保険者年齢は90歳以下であることが必要です。
- ▲年金支払開始日の変更は、積立期間(運用期間)中のみです。

解約、年金の一括支払等のお取り扱いについて

▲解約払戻金額、年金の一括支払金額(積立金の一括支払金額)は、運用実績により増減し、ご契約の経過年数にかかわらず一時払保険料を下回る場合、または、全くない場合があります。

※解約払戻金額に解約控除はかかりません。

◆積立期間(運用期間)中

▲ 解約払戻金額に最低保証はありません。

全部解約 解約払戻金額=アクサフィナンシャル生命の本社が 請求書類を受け付けた日の翌営業日(解約日)における積立金額 一部解約 解約払戻金額=ご指定いただいた金額

- ●一部解約をした場合、基本保険金額も、積立金額と同一割合で減額されます。
- ●ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額も、基本保険金額と同一割合で減額されます。
- 一部解約後の基本保険金額*1 = 一部解約前の基本保険金額× (一部解約前の積立金額 一部解約請求金額 一部解約前の積立金額
- *1は円未満を四捨五入、*2は小数点第5位未満を四捨五入
- ※以下の場合は、一部解約のお取り扱いはできません。
- ・一部解約請求金額が3万円未満となる場合。
- ・一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合。
- ・一部解約日の一部解約前の積立金額が、一部解約請求金額以下となる場合。
- ・一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合。

◆年金支払期間中

▲ 年金の一括支払金額(積立金の一括支払金額)に最低保証はありません。

- ※積立金額がなくなった場合には、以後の払戻金額はありません。
- ※積立期間(運用期間)が5年未満となる場合には、年金支払開始日における積立金の一括支払のお取り扱いはできません。

減 額

払戻金額=減額前の積立金額から減額後の積立金額を控除した金額

- ■減額をした場合、アクサフィナンシャル生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日を基準として、 減額前の受取総額保証金額に対する減額後の受取総額保証金額の割合と同一割合で、積立金額が 減額されます。
- ●減額後の毎年の年金額は、減額後の受取総額保証金額をもとに改めて算出した金額となります。 また、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、積立金額と同一割合で減額されます。

減額後の積立金額 = 減額前の積立金額 × 減額後の受取総額保証金額 減額前の受取総額保証金額

- ※積立金額がなくなった場合には、以後の払戻金額はありません。
- ※減額後の受取総額保証金額が50万円未満となる場合には、減額のお取り扱いはできません。

ご契約者が負担する費用について

▲この保険にかかわる費用の合計額は「契約初期費」、「保険関係費」、「運用関係費」の合計額となります。 一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。

【積立期間(運用期間)中および特別勘定終身年金支払期間中】

	項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要な費用	一時払保険料に 対して <mark>5%</mark>	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険 料から控除します。
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額 の合計金額の最低保証、死亡給付金 額の最低保証、災害死亡給付金額の お支払い、ならびに、ご契約の維持等 に必要な費用	特別勘定の 積立金額に 対して 年率2.55%	積立金額に対して左記割合 (率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の 運用等に必要な費用	投資信託の 純資産額に 対して 年率0.294%程度 (税抜0.28%程度)*	特別勘定にて利用する投資信託における 純資産額に対して左記割合(率)を乗じた 金額の1/365を、毎日、投資信託の純資 産額から控除します。

^{*} 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、 有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発 生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担 するため、基準価額に反映することとなります。したがいまして、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用関係費は運用手法 の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更になる可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】

一般勘定で運用する年金とは、保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金・確定年金・一時金付終身年金を意味します。 (年金支払特約等により受け取りいただく年金を含みます。)

	項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な	年金額に対して	年金支払日に責任準備金から控除
	費用	1.0%*	します。

^{*}年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

税終のお取り扱いについて

4元1分マン43 4ス・フロスマ・パニ ンマ・ (
一時払保険料	一般の生命保険料控除の対象 (※個人年金保険料控除の対象とはなりません)							
解約時	所得税 (一時所得) 十住民税 (※解約払戻金額が一時払保険料を上回り差益が発生した場合)							
特別勘定終身年金 受取時	所得税 (雑所得) 十住民税 (※契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に、年金受給権の評価額が「贈与税」の課税対象となります。)							
年金の一括支払時 (積立金の一括支払時)	所得税(一時所得)+住民税(※払戻金額が一時払保険料を上回り差益が発生した場合)							
	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類				
	│	本人	配偶者または子	相続税*1				
死亡給付金の受取時	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税				
光 L 相 内 並 V 支 取 時	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税				
	*1契約者と被保険者が同一人で死亡給付金受取人が相続人の場合、他の保険契約の死亡保険金とあわせて 死亡保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)が適用されます。							
	契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類				
T	本人	本人	本人	相続税*2				
死亡一時金の受取時	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税				
	*2死亡保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)は適用されません。							

※記載の税務のお取り扱いは、平成21年3月現在の税制に基づく一般的なお取り扱いをご案内しているもの であり、将来変更される可能性があります。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署に必ずご確認ください。

ご契約者への情報提供サービス



郵送によるサービス ●ご契約現況のお知らせ

- ご契約ごとに毎年4回
- ●変額個人年金保険(07)終身D3型(特別勘定)決算のお知らせ 事業年度決算後、特別勘定の運用実績や運用収支状況(毎年7月末頃)



電話によるサービス

アクサ フィナンシャル生命カスタマーサービスセンター ● 契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会

代 0120-933-399 (無料)

9:00~18:00 (土日祝日および12月31日~1月3日を除く)

- ●契約内容の変更や給付金請求などの各種お手続き



インターネットによるサービス

アクサ フィナンシャル生命ホームページ http://www.axa-financial.co.jp ●「ご契約者(年金受取人)さま専用インターネットサービス(*)」

*「ご契約者(年金受取人)さま専用インターネットサービス」の利用 には事前の登録が必要です。

- ●会社案内、商品案内
- ●ユニット・プライス推移、特別勘定の運用実績
- によるご契約内容の照会(積立金額、ユニット・プライス、死亡 給付金額など)

保険の世界ブランド「AXA

◆AXAグループについて

AXA(アクサ)グループは、1817年に生まれ、6.700万人のお客さまから信頼されている世界最大級の保険・金融 グループです。フィナンシャル・プロテクション(個人から中小企業、大企業まで、あらゆるお客さまに対して、生涯を 通じて、生命保険、損害保険、老後資金、相続に関するニーズにお応えしていくビジネス)をコアビジネスとしています。

AXAグループの2007年の主な指標

世界 約17万人の従業員が、お客さまのニーズに即した質の高いサービスを提供しています。 総売上 約14兆8,221億円(約936億ユーロ) 純利益 約8,969億円(約56億ユーロ)

運用資産総額 約209兆5.716億円(約1兆2.810億ユーロ)

※数値は2007年AXAグループ実績

換算レート 総売上、純利益/1ユーロ=158.3円(2007年平均) 運用資産総額/1ユーロ=163.6円(2007年12月末)

◆アクサ フィナンシャル生命について

アクサ フィナンシャル生命は、世界最大級の保険・金融グループAXAの一員です。 持株会社であるアクサ ジャパン ホール ディング株式会社のもと、銀行・証券会社などの金融機関を通じた保険の窓口販売を中心に事業を展開し、日本における AXAのフィナンシャル・プロテクション事業の一翼を担っています。

アクサ フィナンシャル生命の2007年度の主な指標



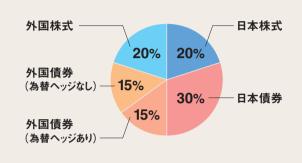


◆特別勘定(世界分散型40MU)について

▲下記のデータは、主要指標(インデックス)の過去のデータをもとに事後的に作成・検証したもので、 表示されたデータの確実性を保証するものではなく、また、将来にわたる運用の成果や実績を保証・

『アクサフィナンシャルの生涯年金』の特別勘定の運用実績を示すものではありません。 示唆するものではありません。

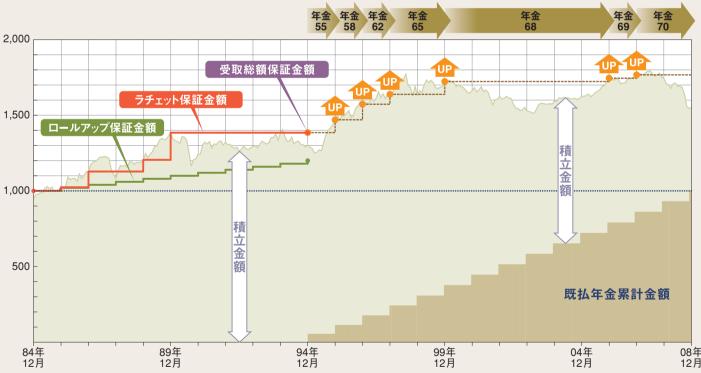
●世界分散型40MU 標準資産配分比率



被保険者のご契約年齢	50~70歳 ※申込日における年齢が70歳で、契約日における ご契約年齢が71歳になった場合には、特別 勘定は「世界分散型20MU」となります。
 利用する投資信託	三菱UFJバランスファンドVA40型
運用関係費	年率0.294%程度(税抜0.28%程度)
保険関係費	年率2.55%
利用する投資信託の委託会社	三菱UFJ投信株式会社
当ファンドの主なリスク	・市場リスク(価格変動リスク)(為替変動リスク) ・信用リスク

②-1 世界分散型40MU シミュレーション(運用開始:1,000) (諸費用相当控除後・課税前・小数点以下切り捨て)

【世界分散型40MUで、1984年12月末日に1,000投資し、10年後から年金の受け取りを開始した場合(2008年12月末まで)】



【算出前提条件】

世界分散型40MUシミュレーション:

1984年12月末日に世界分散型40MUと同じ標準資産配分比率にて1,000投資。毎月末に標準資産配分比率に戻した前提で、各資産クラスの毎月の収益率から、 下記の費用(運用関係費(年率0.294%〈税込〉)および保険関係費(年率2.55%))を月割りで控除し、10年間運用したと仮定して算出。受取総額保証金額は、上記 シミュレーション結果に、受取総額保証金額の決定方法を取り入れ算出。

【諸費用】契約初期費(一時払保険料の5%)、運用関係費(年率0.294%(税込))、保険関係費(年率2.55%)

【参考指数】・日本株式:東証1部上場銘柄の時価総額加重投資収益率 ・日本債券:野村BPI総合 ・外国株式:MSCIコクサイ(円ベース) ・外国債券(為替 ※本資料は情報提供を目的としており、いかなる投資の推奨・勧誘を行うものではありません。また、過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではあり 著作権法の罰則の対象となります。

※データ対象期間:1984年12月末日~2008年12月末日

① 世界分散型40MU 積立期間(運用期間)別累積収益(運用開始:1,000) (請費用相当控除後:課税前:)

積立期間(運用期間)	1年後	5年後	10年後
最高	1,159	1,385	1,462
最低	705	796	774
平均	973	1,072	1,208
データ数	277	229	169

世界分散型40MU積立期間(運用期間)別累積収益:

世界分散型40MUと同じ標準資産配分比率にて各運用開始月末*1に1,000投資。毎月末に標準資産配分比率に戻した前提で、各資産クラスの毎月の収益率か ら、下記の費用(運用関係費(年率0.294%(税込〉)および保険関係費(年率2.55%))を月割りで控除したと仮定して累積収益を算出。結果、各運用期間におけ る最高、最低、平均となった累積収益データを算出。

*1 積立期間(運用期間)1年後の運用開始時期:1984年12月末日~2007年12月末日の各月末、 積立期間(運用期間)5年後の運用開始時期:1984年12月末日~2003年12月末日の各月末、 積立期間(運用期間)10年後の運用開始時期:1984年12月末日~1998年12月末日の各月末

②-2 世界分散型40MU シミュレーション(運用開始:1,000) (諸費用相当控除後・課税前・小数点以下切り捨て)

【1984年12月末日に1,000投資 10年後年金受取を開始した場合】	【1998年12月末日に1,000投資 10年後年金受取を開始した場合】
--------------------------------------	--------------------------------------

		,,,	[1307年127]水山に1,000及貝10年及千並文本を開加した場合[
	投資額 ∶1,000	受取総額 保証金額	年金額	既払年金 累計金額 ①	積立金額	1)+2		
	契約日	1,000	0	0	950	950		
	1年	1,024	0	0	1,024	1,024		
	2年	1,127	0	0	1,127	1,127		
	3年	1,127	0	0	1,080	1,080		
	4年	1,205	0	0	1,205	1,205		
	5年	1,385	0	0	1,385	1,385		
	6年	1,385	0	0	1,241	1,241		
	7年	1,385	0	0	1,322	1,322		
	8年	1,385	0	0	1,290	1,290		
経温	9年	1,385	0	0	1,380	1,380		
経過年数	10年	1,385	55	55	1,248	1,303		
数	11年	1,469	58	114	1,355	1,469		
	12年	1,573	62	177	1,396	1,573		
	13年	1,636	65	242	1,393	1,635		
	14年	1,636	65	308	1,324	1,632		
	15年	1,723	68	376	1,346	1,722		
	16年	1,723	68	445	1,217	1,662		
	17年	1,723	68	514	1,110	1,624		
	18年	1,723	68	583	945	1,528		
	19年	1,723	68	652	940	1,592		
	20年	1,723	68	721	905	1,626		

	投資額 :1,000	受取総額 保証金額	年金額	既払年金 累計金額 ①	積立金額 ②	1)+(2)
	契約日	1,000	0	0	950	950
	1年	1,020	0	0	1,014	1,014
	2年	1,040	0	0	969	969
	3年	1,060	0	0	938	938
	4年	1,080	0	0	857	857
	5年	1,100	0	0	916	916
	6年	1,120	0	0	949	949
	7年	1,140	0	0	1,062	1,062
	8年	1,160	0	0	1,098	1,098
経	9年	1,180	0	0	1,069	1,069
過 年	10年	1,200	48	48	767	815
数	11年	***	***	***	***	***
	12年	***	***	***	***	***
	13年	***	***	***	***	***
	14年	***	***	***	***	***
	15年	***	***	***	***	***
	16年	***	***	***	***	***
	17年	***	***	***	***	***
	18年	***	***	***	***	***
	19年	***	***	***	***	***
	20年	***	***	***	***	***

【算出前提条件】

世界分散型40MUシミュレーション:

世界分散型40MUと同じ標準資産配分比率にて1984年12月末日および1998年12月末日に1,000投資。毎月末に標準資産配分比率に戻した前提で、各資産 クラスの毎月の収益率から、下記の費用(運用関係費(年率0.294%(税込))および保険関係費(年率2.55%))を月割りで控除し、10年間運用したと仮定して算出。 受取総額保証金額は、上記シミュレーション結果に、受取総額保証金額の決定方法を取り入れ算出。

ヘッジあり):シティグループ世界国債(除く日本、円ヘッジベース)・外国債券(為替ヘッジなし):シティグループ世界国債(除く日本、円ヘース) ません。本資料はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の著作物です。イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の承諾なしの利用、複製等は損害賠償、

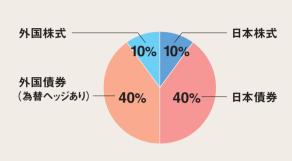
Copyright ©2009 Ibbotson Associates Japan, Inc.

◆特別勘定(世界分散型20MU)について

▲下記のデータは、主要指標(インデックス)の過去のデータをもとに事後的に作成・検証したもので、 表示されたデータの確実性を保証するものではなく、また、将来にわたる運用の成果や実績を保証・

『アクサフィナンシャルの生涯年金』の特別勘定の運用実績を示すものではありません。 示唆するものではありません。

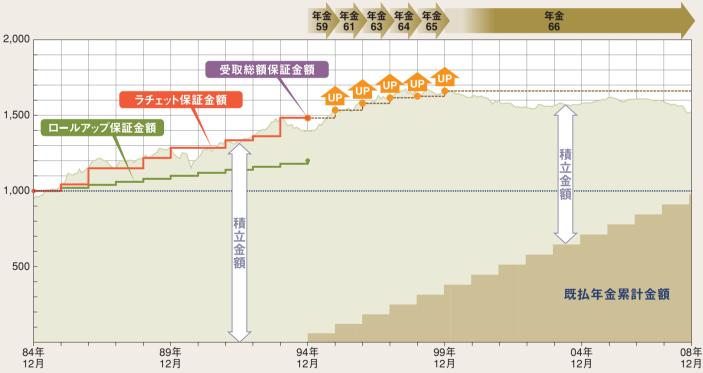
●世界分散型20MU 標準資産配分比率



被保険者のご契約年齢	71~80歳
利用する投資信託	三菱UFJバランスファンドVA20型
運用関係費	年率0.294%程度(税抜0.28%程度)
保険関係費	年率2.55%
利用する投資信託の委託会社	三菱UFJ投信株式会社
当ファンドの主なリスク	・市場リスク(価格変動リスク)(為替変動リスク)・信用リスク・流動性リスク

②-1 世界分散型20MU シミュレーション(運用開始:1,000) (諸費用相当控除後・課税前・小数点以下切り捨て)

【世界分散型20MUで、1984年12月末日に1,000投資し、10年後から年金の受け取りを開始した場合(2008年12月末まで)】



【算出前提条件】

世界分散型20MUシミュレーション:

1984年12月末日に世界分散型20MUと同じ標準資産配分比率にて1,000投資。毎月末に標準資産配分比率に戻した前提で、各資産クラスの毎月の収益率から、 下記の費用(運用関係費(年率0.294%〈税込〉)および保険関係費(年率2.55%))を月割りで控除し、10年間運用したと仮定して算出。受取総額保証金額は、上記 シミュレーション結果に、受取総額保証金額の決定方法を取り入れ算出。

【諸費用】契約初期費(一時払保険料の5%)、運用関係費(年率0.294%(税込))、保険関係費(年率2.55%)

【参考指数】·日本株式:東証1部上場銘柄の時価総額加重投資収益率 ·日本債券:野村BPI総合 ·外国株式:MSCIコクサイ(円ベース) ·外国債券(為替 ※本資料は情報提供を目的としており、いかなる投資の推奨・勧誘を行うものではありません。また、過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではあり 著作権法の罰則の対象となります。

※データ対象期間:1984年12月末日~2008年12月末日

① 世界分散型20MU 積立期間(運用期間)別累積収益(運用開始:1,000) (請費用相当控除後:課税前:)

積立期間(運用期間)	1年後	5年後	10年後
最高	1,093	1,284	1,425
最低	831	860	798
平均	968	1,040	1,152
データ数	277	229	169

【算出前提条件】

世界分散型20MU積立期間(運用期間)別累積収益:

世界分散型20MUと同じ標準資産配分比率にて各運用開始月末*1に1,000投資。毎月末に標準資産配分比率に戻した前提で、各資産クラスの毎月の収益率か ら、下記の費用(運用関係費(年率0.294% (税込))および保険関係費(年率2.55%))を月割りで控除したと仮定して累積収益を算出。結果、各運用期間におけ る最高、最低、平均となった累積収益データを算出。

*1 積立期間(運用期間)1年後の運用開始時期:1984年12月末日~2007年12月末日の各月末、 積立期間(運用期間)5年後の運用開始時期:1984年12月末日~2003年12月末日の各月末、 積立期間(運用期間)10年後の運用開始時期:1984年12月末日~1998年12月末日の各月末

②-2 世界分散型20MU シミュレーション(運用開始:1,000) (諸費用相当控除後・課税前・小数点以下切り捨て)

【1984年12月末日に1,000投資 10年後年金受取を開始した場合】 【1998年12月末日に1,000投資 10年後年金受取を開始した場合】

[1904年12万木日に1,000改員 10年後年並支取を開始した場合]						
	设資額 ∶1,000	受取総額 保証金額	年金額	既払年金 累計金額 ①	積立金額 ②	1)+2
	契約日	1,000	0	0	950	950
	1年	1,042	0	0	1,042	1,042
	2年	1,150	0	0	1,150	1,150
	3年	1,150	0	0	1,146	1,146
	4年	1,217	0	0	1,217	1,217
	5年	1,284	0	0	1,284	1,284
	6年	1,284	0	0	1,222	1,222
	7年	1,335	0	0	1,335	1,335
	8年	1,361	0	0	1,361	1,361
経過年数	9年	1,484	0	0	1,484	1,484
迎	10年	1,484	59	59	1,339	1,398
数	11年	1,534	61	120	1,413	1,533
	12年	1,578	63	183	1,395	1,578
	13年	1,616	64	248	1,367	1,615
	14年	1,625	65	313	1,311	1,624
	15年	1,660	66	379	1,280	1,659
	16年	1,660	66	446	1,175	1,621
	17年	1,660	66	512	1,075	1,587
	18年	1,660	66	579	971	1,550
	19年	1,660	66	645	921	1,566
	20年	1,660	66	712	868	1,580

	设資額 1,000	受取総額 保証金額	年金額	既払年金 累計金額 ①	積立金額	1)+2)
	契約日	1,000	0	0	950	950
	1年	1,020	0	0	975	975
	2年	1,040	0	0	945	945
	3年	1,060	0	0	918	918
	4年	1,080	0	0	886	886
	5年	1,100	0	0	901	901
	6年	1,120	0	0	914	914
	7年	1,140	0	0	955	955
経過年数	8年	1,160	0	0	943	943
	9年	1,180	0	0	920	920
	10年	1,200	48	48	783	831
	11年	***	***	***	***	***
	12年	***	***	***	***	***
	13年	***	***	***	***	***
	14年	***	***	***	***	***
	15年	***	***	***	***	***
	16年	***	***	***	***	***
	17年	***	***	***	***	***
	18年	***	***	***	***	***
	19年	***	***	***	***	***
	20年	***	***	***	***	***

【算出前提条件】

世界分散型20MUシミュレーション:

世界分散型20MUと同じ標準資産配分比率にて1984年12月末日および1998年12月末日に1,000投資。毎月末に標準資産配分比率に戻した前提で、各資産 クラスの毎月の収益率から、下記の費用(運用関係費(年率0.294%〈税込〉)および保険関係費(年率2.55%))を月割りで控除し、10年間運用したと仮定して算出。 受取総額保証金額は、上記シミュレーション結果に、受取総額保証金額の決定方法を取り入れ算出。

ヘッジあり):シティグループ世界国債(除く日本、円ヘッジベース)・外国債券(為替ヘッジなし):シティグループ世界国債(除く日本、円ベース) ません。本資料はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の著作物です。イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の承諾なしの利用、複製等は損害賠償、

Copyright ©2009 Ibbotson Associates Japan, Inc.

| 18